

表5 修景基準

対 象		伝統的建造物に特定されたもの以外のもの（補助）
建 築 物	位置	通り沿いは、通りに面した位置とする。 なお、本町通り沿いにおいては、通りに対して少し傾いた位置とする。
	高さ	2階建以下、かつ、9m以下とする。 軒・庇の高さについては、周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	木造とする。
	屋根・下屋	屋根形態は、切妻造・寄棟造・入母屋造とする。 屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させる。 屋根材料は、桟瓦葺き、鼠色のいぶし瓦とする。 原則として、2階建の場合、1階に下屋を設ける。
	外壁	漆喰仕上げ及び板張り仕上げとする。
	建具	木製とする。 建具の位置、形態及び仕上げについては、周囲の伝統的建造物と調和させる。
	色彩	歴史的な環境との調和を図る。
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、修景した建築物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等により外観上目立たないようにする。
工作物（塀、門、祠、井戸等）		伝統的建造物の特性に合った配置、規模、形態、意匠、材料、色彩等とする。